

更新関係申請手続方法

教員免許状の区分

まずは、こちらを必ずチェックをしてください！

申請者が、旧免許状所持者か新免許状所持者かで、申請の様式が異なります。

旧免許状所持者	新免許状所持者
教員免許更新制の導入前の平成21年3月31日以前に、教員免許（※）を初めて授与された方。 その後、平成21年4月1日以降に新たな教員免許を取得した場合であっても、旧免許状所持者となります。	教員免許更新制が導入された平成21年4月1日以降に、教員免許（※）を初めて授与された方。 （平成21年4月1日より前に教員免許を1つも授与されていない方） なお、旧免許状所持者が一度失効し、再授与を受けた場合は、新免許状所持者となります。

（※）教員免許とは、普通免許状又は特別免許状である。臨時免許状を除く。

旧免許状所持者の更新関係の申請書類について

◎まず、ご自身の申請期限をチェックしてください。

（参考）修了確認期限の確認（文部科学省ホームページ）（外部サイト）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

（注）更新関係の手続（延期、免除、修了確認、回復確認）を過去に行っている方は、更新関係証明書に記載の修了確認期限になります。この場合も必ず、修了確認期限の2ヵ月前までに、免許管理者に申請を行う必要があります。

◎次に、以下のフローチャートをチェックしてください。

申請手続によって、申請書の様式が異なります。

期限内の申請ですか？



はい

or

いいえ

⇒

回復確認の手続（様式4）



これから行う手続は以下のどれですか？



● 30時間の更新講習を受講された方の手続

⇒ 更新の手続（様式1）

● 更新講習修了義務者（※1）のうち延期事由（※2）に該当する方の手続

⇒ 延期の手続（様式2）

● 更新講習修了義務者のうち免除対象（※3）に該当する方の手続

⇒ 免除の手続（様式3）

(※1) 受講義務者

1. 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。）
2. 指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
3. 2に準ずる者として免許管理者が定める者

(※2) 延期事由

1. 指導改善研修中であること（※指導改善研修中の者は受講できません。）
2. 心身の故障、刑事事件に関する起訴による休職中であること
3. 産休、育休、病気休暇、介護休暇中であること
4. 地震、積雪、洪水、その他の自然現象により交通が困難となっていること
5. 海外派遣中であること
6. 専修免許状の取得のための課程に在籍していること
7. 教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること
8. 最も遅く授与された免許状の授与日から修了確認期限まで10年経っていない場合
(→授与日から10年後の日が修了確認期限となるよう延期が可能)

(※3) 免除対象

(1) 教員を指導する立場にある者

- ・校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭または指導教諭（注8）
- ・教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者（注1）
- ・免許状更新講習の講師（注2） など

(2) 優秀教員表彰者（注3）

文部科学大臣、教育委員会などから、各教科の指導法または生徒指導その他その者の所持する免許状に係る知識技能が優秀であることについて表彰を受けたことのある者のことです。

なお、優秀教員表彰を若くして受けた場合に、それ以後は更新講習を2回あるいは3回と免除となるかといえそうではありません。優秀教員表彰を受けた後の1回のみが免除の対象となります。

(注1) 申請時にその立場にある必要があります。

(注2) 有効期間満了日（修了確認期限）の2ヶ月前までの2年間に講師を務めた経験が必要です。

(注3) 表彰を受けた日が有効期間満了日（修了確認期限）の10年前～2ヶ月前までの期間内であることが必要です。

新免許状所持者の更新関係の申請書類について

◎まず、ご自身の申請期限をチェックしてください。

(注1) 新免許状を複数枚お持ちの方は、最後に授与された免許状に記載されている期限が、御自身の期限になります。

(注2) 更新関係の手続を過去に行っている方は、更新関係証明書【更新（更新講習修了によるもの）、更新（免除によるもの）、延長】に記載の有効期間の満了の日の2ヵ月前までに、免許管理者に申請を行う必要があります。

(参考) 修了確認期限の確認（文部科学省ホームページ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

◎次に、以下のフローチャートをチェックしてください。

申請手続によって、申請書の様式が異なります。

期限内の申請ですか？



はい

or

いいえ

⇒ 更新講習を受講・修了し、再度免許状の授与申請が可能。

※義務教育課までお問い合わせください。



これから行う手続きは以下のどれですか？



● 30時間の更新講習を受講された方の手続

⇒ 有効期間更新の手続（様式5）

● 更新講習修了義務者（※4）のうち延長事由（※5）に該当する方の手続

⇒ 延長の手続（様式6）

● 免除対象（※6）に該当する方の手続

⇒ 免除の手続（様式7）

（※4）延長できる者（一部受講対象者が含まれる）

① 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）

② 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員

③ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者

④ ③に準ずる者として免許管理者が定める者

(※5) 延長事由

- ・休職中であること
- ・産休、育休、病気休暇、介護休暇中であること
- ・地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- ・海外派遣中であること
- ・専修免許状の取得のための課程に在籍していること
- ・教員となった日から有効期間の満了の日（または修了確認期限）までの期間が2年2ヶ月未満であること
- ・その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること

(※6) 免除対象

(1) 教員を指導する立場にある者

- ・校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭または指導教諭（注8）
- ・教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者（注1）
- ・免許状更新講習の講師（注2） など

(2) 優秀教員表彰者（注3）

文部科学大臣、教育委員会などから、各教科の指導法または生徒指導その他その者の所持する免許状に係る知識技能が優秀であることについて表彰を受けたことのある者のことです。

なお、優秀教員表彰を若くして受けた場合に、それ以後は更新講習を2回あるいは3回と免除となるかといえそうではありません。優秀教員表彰を受けた後の1回のみが免除の対象となります。

（注1） 申請時にその立場にある必要があります。

（注2） 有効期間満了日（修了確認期限）の2ヶ月前までの2年間に講師を務めた経験が必要です。

（注3） 表彰を受けた日が有効期間満了日（修了確認期限）の10年前～2ヶ月前までの期間内であることが必要です。

☆各様式1～7については、HPトップ画面よりダウンロードできます。